

コンプライアンス

当社グループは、法令および社会規範に従うことが企業の存続と発展の条件であると捉え、グループ全体にコンプライアンスの強力な推進、維持向上を図る組織として、社長を委員長とし、社外の専門家を含めた「コンプライアンス委員会」を設置しています。

コンプライアンス委員会では、グループ社員に対する遵守事項を掲げ、規則の改正、マニュアルの策定のほか、部門長、箇所長、個別の関連委員会の長および子会社社長からの報告受領、遵守状況の監査を定期的実施し、必要に応じて改善勧告を行っています。また、事務局が主体となり、各種法令やコンプライアンスに関する説明会を開催し、法令遵守を徹底する教育を行っています。

コンプライアンスマニュアル遵守事項

当社グループは、腐敗防止をはじめ様々な視点から遵守事項を定めています。

寄付行為・政治献金の規制

- (1) 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、公職選挙法や政治資金規制法などの関係法令を遵守し、正規の方法に則って行わなければなりません。
- (2) 各種献金・寄付の実施については、事前に社内規則に従って承認を受けなければなりません。
- (3) 贈賄・利益供与や違法な政治献金はもとより、政治・行政との癒着というような誤解を招きかねない行動を厳に慎み、健全かつ透明な関係作りに努めなければなりません。

過剰な接待・贈答の禁止

- (1) 公務員またはこれに準ずる者に対して国家公務員倫理法等の規制に抵触する接待・贈答は行ってはなりません。
- (2) 取引先への接待・贈答を行う場合は、一般社会的な常識の範囲内で行わなければなりません。
- (3) 顧客や取引先等からの接待・贈答を受けるにつき、一般社会的な常識の範囲を超えていると懸念される場合は、上司と相談のうえ対応しなければなりません。

外国公務員等への贈賄禁止

外国公務員等に対して、営業上の不正な利益を得るために、またはビジネス上の便宜供与の見返りとして、自らまたはコンサルタント等その他の第三者を利用して、金銭等の利益の供与を行ってはなりません。また、その約束・申し出もしてはなりません。

コンプライアンスマニュアル遵守事項は<http://www.nissanchem.co.jp/profile/compliance.html>に掲載しています。

コンプライアンス推進施策(2016年度)

社内教育(説明会): 下請法、インサイダー取引規制、EU個人情報保護新規制

外国公務員贈賄防止規制への対応: 当該法律の社内通知、コンプライアンスマニュアルの改定

改正個人情報保護法への対応: 情報管理規則の改定

相談ほっとライン

当社グループは、コンプライアンス委員会に直接通報できる制度を設けています。

コンプライアンス違反またはそのおそれを把握した場合は、上司への報告を含め通常の業務のなかで対処することが原則ですが、迅速かつ効果的な対応が困難であると判断した場合に、コンプライアンス違反の

未然防止または早期解決を図る体制を整えています。また、匿名での報告が可能です。氏名を明記した場合でも、当制度を利用したことにより通報者が不利益を受けることがないよう配慮しています。

2016年度の通報は0件でしたが、社内報を通じた制度の周知を行っています。

	2012	2013	2014	2015	2016
相談ほっとライン通報件数(件)	0	2	1	1	0